

業務受託の際に国又は地方公共団体からご提供いただく必要のあるデータ一覧

1. 法定帳簿の必要性

- (1) サービスが国又は地方公共団体（以下「委託者」といいます。）の有する公金債権の取扱い（管理・回収、集金代行）を行うにあたっては、債権管理回収業に関する特別措置法（以下「サービス法」といいます。）において、いわゆる法定帳簿の具備が規定されています（サービス法第20条及び同法施行規則第15条第1項）。
- (2) 法定帳簿では、サービスが委託を受けた債権について、債務者ごとに債権の内容や弁済金の受領状況を記録したもの（サービス法施行規則第15条第1項第1号）やサービスが債権者から受託した債権について、当該債権ごとに受託の契約内容、当該債権の内容及び管理取次状況を記録したもの（同法施行規則第15条第1項第2号）の備え付けが必要となっております。
- (3) 以下に掲げるデータ一覧は、法定帳簿上、必要となる項目です。この一覧のうち、委託者側ですでに具備されている、いわゆる徴収整理簿等の中で不足している項目のご提供をお願いいたします。
- (4) データの提供時期は、業務委託契約締結後となります（詳細は契約締結先との個別対応となります）。

2. 留意点

- (1) データ一覧の記載内容、記載例等を参考に、データ提供をお願いいたします。
- (2) データ項目の並びは、システムレイアウト等との関係から、データ一覧とは異なる場合があります。
- (3) データ一覧③については、委託期間中に委託者側に債務者等から「債務の処理を弁護士又は弁護士法人に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続き」をとる旨の情報が入った場合に、サービス法では、債務者等との接触が禁止されているため、その遵守のために連携が必要となる項目です。

3. 業務の流れ

- (1) 業務委託契約の締結 ⇒ データの整備 ⇒ 受託業務の開始 ⇒ 管理期間満了（委託契約終了）
- (2) 受託業務は、データが整備され、サービス法上の必要項目が具備された段階からスタートとなります。

4. データ一覧

項目	記載内容	記載例等
① 債務者名（契約時、現在）	カナ氏名	
	漢字氏名	
	郵便番号	
	住所	
	電話番号 (生年月日)	
	(性別)	
	(勤務先名称)	
	(勤務先電話番号)	
② 保証人名（契約時、現在）	カナ氏名	保証人がいない場合は不要
	漢字氏名	
	郵便番号	
	住所	
	電話番号 (生年月日)	
	(性別)	
	(勤務先名称)	
	(勤務先電話番号)	
③ 弁護士等への委託、破産、民事再生等の有無	有 or 無	無い場合は「無」と記載
④ 債権の種類	債権の名称	市営住宅家賃 水道料金
⑤ 債権の発生年月日	契約締結日	入居日 賃貸借契約締結日
⑥ 発生時における債権金額	契約金額（当初利用額）	
⑦ 現時点における債権金額	未払金残高	
⑧ 債権発生時の利息・賠償金の率	利息・賠償金の率	無い場合は「無」と記載
⑨ 現在の利息・賠償金の率	利息・賠償金の率	無い場合は「無」と記載
⑩ 約定弁済期日（納付期限）	期限の利益喪失日	納付期限 転居日 閉栓日 退院日
	最終弁済期日	
	分割払いの場合の約定支払日	
	和解契約により定められた期日	
⑪ 担保及び担保権の種類並びにその価額	担保・担保権の種類とその価額	無い場合は「無」と記載
⑫ 受託又は譲受け時の残債権額及びその内訳（元本、利息及び賠償額の別）	残債権額及びその内訳	